第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権のうち、本章第１節に記載の存続する担保権以外の担保権は、更生計画認可決定により消滅する。

存続しない担保権にかかる担保権者は、当該担保権の抹消手続を行うものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付する。

第３節　登記費用の負担

本章による登記その他の手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。但し、換価予定不動産について、第３章第１節第２の２．の定めに基づく費用控除を行う場合はこの限りでない。また、更生担保権者の商号又は住所変更等に伴う変更登記のために要する登録免許税等の費用は、当該更生担保権者の負担とする。

第７章　定款の変更

更生会社の定款を更生計画認可決定日に、別表13記載のとおり変更する。

但し、第６条の変更については、減増資実行日に効力が生ずるものとする。

第８章　役員の選任等

１．更生計画認可決定日現在の更生会社の締役は、更生計画認可決定日をもってすべて退任し、新たな取締役、代表取締役及び監査役（以下、総称して「役員」という。）は、管財人が裁判所の許可を得て、選任又は選定する。

２．上記１．の役員のうち、取締役の任期は、更生計画認可決定日から１年以内に終了する事業年度に関する最終の定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、更生計画認可決定日から４年以内に終了する事業年度に関する最終の定時株主総会の終結の時までとする。

３．上記２．の任期中に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、管財人が裁判所の許可を得て選任する。変更、補充又は増員により選任された取締役の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。

第９章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１ないし13（省略）

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第５号

新潟県三条市田島２丁目18番11号　ロイヤルタウン三条参番館101号

再生債務者　鈴木　啓太

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年１月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日　新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（再イ）第５８８号

東京都大田区西六郷１―45―20―105

再生債務者　渡邊正一郎

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年１月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８８号

東京都八王子市大和田町７丁目３番12号

再生債務者　菊嶌　隆太

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再イ）第５５６号

東京都板橋区若木２－４－５－306

再生債務者　栗原　祐二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月７日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第３４号

茨城県那珂郡東海村大字村松2395番地12

再生債務者　山崎　憲治

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日　水戸地方裁判所

平成２９年（再イ）第２３号

宮崎市大字島之内253番地91

再生債務者　八田　裕二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第３７号

茨城県常陸太田市山下町4175番地の２

再生債務者　助川　竜馬

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月７日　水戸地方裁判所

平成２９年（再イ）第１５７号

埼玉県新座市新座３丁目２番１―501号

再生債務者　相笠佐知子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第６９５号

東京都豊島区南大塚３―34―８―1105

再生債務者　松浦　宏和

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月１日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７８２号

東京都豊島区巣鴨３―34―10―401

再生債務者　深澤　友一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第３６号

静岡県富士宮市宮原38番地の４

再生債務者　山崎　浩康

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成30年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日

静岡地方裁判所富士支部破産係